

## 集荷円滑化対策実施要領

### 第1 対策の実施

#### 1 加入契約等

- (1) 集荷円滑化対策実施要綱（平成16年4月1日付け15総食第827号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第4の1の(2)の農林水産省総合食料局長（以下「総合食料局長」という。）が別に定める生産者加入契約は、拠出金の納付、無利子資金の貸付・償還、助成金の交付・返還及び契約の解除に関する事項その他契約の適切かつ円滑な履行のために必要な事項を定めるものとする。
- (2) 要綱第4の1の(2)の団体加入をしようとする米穀の生産者が複数の認定方針作成者（要綱第3の2の認定方針作成者をいう。）に対して出荷を行っている場合は、原則として、主に出荷をしている認定方針作成者と生産者加入契約を締結するものとする。
- (3) 団体加入をしようとする米穀の生産者は、無利子貸付を受けようとする米穀の生産年の6月15日までに、認定方針作成者と生産者加入契約を締結するものとする。
- (4) 認定方針作成者は、要綱第4の2の(2)の契約生産者毎に別紙様式第1号により、加入契約者台帳を整備するとともに、加入契約者台帳の内容については、適宜見直しを行うものとする。加入契約者台帳の整備に当たっては、市町村から地方農政事務所長（地方農政局が所在する府県にあっては地方農政局長、北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下「地方農政事務所長等」という。）を通じて、米の生産調整の実施状況の確認結果等本対策の実施に必要な情報の提供を受けることができるものとする。
- (5) 要綱第4の1の(3)の総合食料局長が別に定める対策加入契約は、拠出金の納付、無利子資金の貸付・償還、助成金の交付・返還及び契約の解除に関する事項その他契約の適切かつ円滑な履行のために必要な事項を定めるものとする。
- (6) 認定方針作成者は、要綱第2の機構と対策加入契約を無利子貸付を受けようとする米穀の生産年の6月15日までに、締結するものとする。
- (7) 要綱第4の2の(2)の契約方針作成者は、対策加入契約の解除を機構に申し込むことができるものとし、機構は、契約方針作成者から対策加入契約の解除の申込みがあったときは、これに応じるものとする。

#### 2 生産者拠出金

- (1) 要綱第4の2の(1)の総合食料局長が別に定める生産者拠出金の算出は、対策加入者毎の主食用等水稲作付面積（米の数量調整実施要綱（平成16年4月1日付け15総食第825号農林水産事務次官依命通知）第6の3の(1)の主食用等水稲作付面積。）に、機構が別に定める拠出単価を乗じて行うものとする。
- (2) (1)の生産者拠出金の算出において、主食用等水稲作付面積であっても、当該ほ場から生産された要綱第4の3の(2)の豊作による過剰米が国内主食用米等の需給に影響を与えるおそれがないと地方農政事務所長等が認める場合は、当該ほ場の面積を控除できるものとする。

- (3)(2)の控除を行おうとする契約方針作成者は、6月末までに別紙様式第2号により地方農政事務所長等に対して申請するものとする。
- (4) 抛出面積はアール単位で算出し、0.1アール未満の端数があるときは、四捨五入の方法により端数を整理する。
- (5) 機構に対する生産者抛出金の納付は、毎年9月10日までに行うものとする。
- (6)(5)の期限までに生産者抛出金を納付した契約方針作成者は、別紙様式第3号により生産者抛出金の抛出状況について、機構に対して、報告するものとする。要綱第4の1の(1)の団体加入の場合、契約方針作成者は、契約生産者毎の抛出状況について記載した1の(4)の加入契約者台帳を添付して、機構に報告するものとする。

機構は、地方農政事務所長等を通じて、対策加入者が住所地を有する都道府県に主たる事務所を置く都道府県協議会（水田農業構造改革対策実施要綱（平成16年4月1日付け15生産第7999号農林水産事務次官依命通知）第4の1に定める都道府県水田農業推進協議会。）及び市町村が属する地域協議会（水田農業構造改革対策実施要綱第4の2に定める地域水田農業推進協議会。）に対して、当該対策加入者の抛出状況を報告する。

なお、報告に当たっては、電磁的記録（磁気ディスク等電子的方式又は磁気的方式で作られた記録をいう。以下同じ。）も併せて活用することにより、円滑に事務が進むよう配慮することとする。

- (7) 機構は、主食用等水稲作付面積の変更等により、生産者抛出金の過受金が生じた場合は、契約方針作成者に当該過受金を返納するものとし、不足金が生じた場合は、当該契約方針作成者に当該不足金を納付させるものとする。
- (8) 機構は、1の(7)により対策加入契約を解除する場合においても、契約方針作成者に係る生産者抛出金は返還しないものとする。

### 3 豊作による過剰米数量の算出等

- (1) 要綱第4の3の(2)の総合食料局長が別に定める豊作による過剰米数量の算出は、次式により算出するものとする。

豊作による過剰米数量

$$= \text{主食用等水稲作付面積} \times \text{過剰米算定単収} \\ \times \frac{\text{地域の作況指数}}{100} - \text{生産確定数量}$$

$$\text{過剰米算定単収} = \frac{\text{生産確定数量}}{\text{作付確定面積}}$$

なお、計算の結果、豊作による過剰米数量 0 の場合は、豊作による過剰米数量 = 0 とする。

また、2(2)の控除を行う場合は、主食用等水稲作付面積から当該控除面積を差し引くとともに、生産確定数量から当該控除面積に過剰米算定単収を乗じた数量を差し引いて算出するものとする。

- (2)(1)の地域の作況指数は、対策加入者の住所を有する地域作柄表示地帯別の作況指数を、生産確定数量及び作付確定面積は、それぞれ米の数量調整実施要綱第5の6の(4)の農業者別の生産確定数量及び作付確定面積をいう。
- (3)契約生産者に対する(1)の豊作による過剰米数量の通知の時期については、地域における出荷時期を踏まえ、適切に行うこととする。

なお、出荷時期が農林水産統計資料の10月15日現在作況指数の公表前である場合等、必要があるときは、契約方針作成者は、農林水産統計資料による作柄情報等を踏まえ、地域の作況指数を見込むとともに、豊作による過剰米見込み数量を算出し、契約生産者に対して通知することができるものとする。
- (4)(3)において、地域の作況指数を見込む場合においては、契約方針作成者は都道府県段階における第三者機関的な組織(米の数量調整実施要綱第4の1の都道府県段階における第三者機関的な組織をいう。)行政機関等の意見を聞くことができるものとする。
- (5)(1)の豊作による過剰米数量は、kg単位で算出し、小数第一位を四捨五入の方法により端数を整理するか、30kg換算個によって算出し、小数第一位を四捨五入の方法により端数を整理するものとする。
- (6)豊作による過剰米数量を算出する単位は、契約方針作成者毎に同一の単位を用いることとし、対策加入契約において定めるものとする。
- (7)契約方針作成者は、農作物共済の損害高等を基に、契約生産者の減収量が確認できる場合、当該減収量を契約生産者の豊作による過剰米数量から補正することができるものとする。この場合、契約方針作成者は、4の(5)の地方農政事務所長等の確認が行われるまでに地方農政事務所長等に対して報告するものとする。
- (8)契約方針作成者は、契約生産者間において、関係者の合意の下に、豊作による過剰米数量を調整することができるものとする。
- (9)同一県内の契約方針作成者間において、関係者の合意の下に、豊作による過剰米数量を調整することができるものとする。この場合、関係する契約方針作成者は、4の(5)の地方農政事務所長等の確認が行われるまでに地方農政事務所長等に対して報告するものとする。

#### 4 過剰米短期融資事業

- (1)要綱第4の4の(1)の工の総合食料局長が別に定める自主確認は、次により行うものとする。

共同乾燥調製施設等において貯蔵されているもみについて、無利子資金の貸付を受けようとする契約方針作成者は、(5)の貸付の申請までに、農産物検査員(農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第2項第1号に規定する者。)を配置し、当該ばらもみの数量及び品種の確認並びに当該ばらもみから生産される玄米の数量及び相当等級の確認を行うものとする。

- (2) 要綱第4の4の(1)のエの総合食料局長が別に定めるものは、次に掲げる種類のいずれかに該当するものとする。
- ア (1)に定める自主確認の結果、当該ばらもみから生産される玄米の相当等級が農産物規格規程(平成13年農林水産省告示第244号。以下「規格規程」という。)第1の2の(3)のハの(イ)に規定する3等以上である水稲うるちもみ又は水稲もちもみ
  - イ 農産物検査法第3条の品位等検査(以下同じ。)の結果、規格規程第1の2の(3)のハの(イ)に規定する3等以上の品位に格付けされた水稲うるち玄米又は水稲もち玄米
  - ウ 品位等検査の結果、規格規程第1の2の(3)のハの(ハ)に規定する3等以上の品位に格付けされた醸造用玄米
- (3) 要綱第4の4の(1)の貸付対象米穀の数量は、玄米換算数量によるものとする。団体加入の場合の貸付対象米穀の数量は、契約生産者毎に算出した豊作による過剰米数量を契約方針作成者の単位で合計した数量を超えないものとする。
- (4) 3の(9)の過剰米数量の調整が行われた場合、貸付対象米穀の数量は、豊作による過剰米数量に当該調整数量を補正した数量を超えないものとする。
- (5) 契約方針作成者は、別紙様式第4号により、要綱第4の4の(2)の総合食料局長が別に定める機構に対する貸付の申請を行うものとする。
- 団体加入の場合、契約方針作成者は契約生産者の貸付申請数量をとりまとめ、貸付の申請を行うものとする。
- 契約方針作成者は、機構から加入契約者台帳の写し又は当該台帳の内容に係る電磁的記録の提出を求められた場合には、必要事項を記載し、機構に対して提出するものとする。
- 無利子資金の貸付を申請しようとする契約方針作成者は、機構への申請前に、別紙様式第4号の正1通及び写し1通を地方農政事務所長等へ提出し、確認を受けるものとする。
- 地方農政事務所長等はその内容が適当と認められる場合は、当該様式に記名押印し、正1通を申請者に通知するものとする。
- (6) 機構に対する貸付申請は、貸付対象米穀の生産年の翌年3月末日までに行うものとする。
- (7) 機構は、(5)の申請内容について、貸付を行うことが適当であるか審査を行い、適当であると認めた場合には、別紙様式第5号により貸付決定通知書を当該申請を行った契約方針作成者に対して交付するものとする。
- (8) 要綱第4の4の(3)の総合食料局長が別に定める機構から契約方針作成者に対する貸付額は、貸付申請のあった貸付対象米穀の数量に、機構が別に定める貸付単価を乗じて得た額とする。
- 貸付単価については、要綱第3の1の過剰米対策資金の運用状況を踏まえ、機構において、毎年適正な単価を設定するものとする。
- (9) 契約方針作成者は、無利子資金の貸付を受けたときは、別紙様式第6号により過剰米短期融資貸付金借用証を機構に提出しなければならない。

(10) 要綱第4の4の(4)の総合食料局長が別に定める機構に対する貸付金の償還は、貸付対象米穀の生産年の翌々年1月10日までに行うものとする。

なお、当該期日までに貸付対象米穀を販売した場合は、販売後直近の地方農政事務所長等による貸付対象米穀の要綱第3の1の区分保管を行っている米穀の数量等の確認(以下「現地確認」という。)を受けた後、対応する償還日までに、販売米穀に対する貸付金を機構に償還するものとする。

現地確認を受けた契約方針作成者は、加入契約者台帳に現地確認の結果、貸付金の償還等の必要事項について記載し、償還日までに機構に報告するものとする。

(11)(10)の現地確認に当たって、契約方針作成者は、地方農政事務所長等に対して、下表の現地確認の基準日までに、文書又は口頭により職員の派遣を依頼するものとする。

依頼を受けた地方農政事務所長等は、確認期間に職員を差し向け現地確認を行うものとする。

現地確認の基準日	確認期間	償還日
生産年の翌年の3月末日	基準日から30日以内	生産年の翌年の5月10日
生産年の翌年の6月末日	基準日から60日以内	生産年の翌年の9月10日
生産年の翌年の10月末日	基準日から60日以内	生産年の翌々年の1月10日

(12) 要綱第4の4の(5)の総合食料局長が別に定める現物弁済により償還を行う場合、契約方針作成者は、生産年の翌年の10月末日を基準日とする地方農政事務所長等の現地確認を受け、別紙様式第7号により、機構に対して、現物弁済の申請を行うものとする。

現物弁済を申請しようとする契約方針作成者は、機構への申請前に、別紙様式第7号の正1通及び写し1通を地方農政事務所長等へ提出し、確認を受けるものとする。

地方農政事務所長等はその内容が適当と認められる場合は、当該様式に記名押印し、正1通を申請者に通知するものとする。

(13) 現物弁済の対象となる米穀は、(12)の現地確認を行う時点において、玄米として、貸付対象米穀の要件を満たしているものに限る。

(14) 機構は、(12)の申請内容について、現物弁済が適当であるか審査を行い、適当であると認めた場合には、別紙様式第8号により、引渡しを受けたことを証する現品領収証(以下「現品領収証」という。)を発行し、当該申請を行った契約方針作成者に交付するものとする。

## 5 過剰米短期融資円滑化事業

(1) 要綱第4の5の(1)の総合食料局長が別に定める国内主食用米等の需給に影響を与えることなく処理された米穀とは、次に掲げる事項のいずれかに該当するものとする。

ア 生産年の翌年の10月末日を基準日とする確認日まで、要綱第4の4の(1)のアの区分保管を行っているもの

イ 主食用米、加工用米、ミニマムアクセス米が販売されている用途(以下「既存用途」という。)以外の用途に供したもの又は供することが確実と見込まれるもの

ウ 既存用途であっても、米以外の原料や輸入米粉調製品を原料として用いており、当該原料に代替すること若しくは当該用途の需要を増加させることが確実と見込まれる用途に供したもの又は供することが確実と見込まれるもの

エ 機構に対して現物弁済されたもの

(2)(1)のイ又はウの用途に対し、貸付対象米穀を供しようとする契約方針作成者は、別紙様式第9号により、当該用途へ供することが国内主食用米等の需給に影響を与えないことについて、当該用途へ供する前に、地方農政事務所長等に申請し、認定を受けるものとする。申請の期限は、10月末日までとする。

契約方針作成者は、地方農政事務所長等から認定に必要な資料の提出を求められた場合には、地方農政事務所長等に対して当該資料を提出するものとする。

(3) 要綱第4の5の(2)の総合食料局長が別に定める助成金の交付申請は、別紙様式第10号により行うものとする。団体加入の場合、契約方針作成者は契約生産者の本事業の対象となる米穀に係る申請数量をとりまとめ、申請を行うものとする。

契約方針作成者は、機構から加入契約者台帳の写し又は当該台帳の内容に係る電磁的記録の提出を求められた場合、必要事項を記載し、機構に対して提出するものとする。

(4) 助成金の交付を申請しようとする契約方針作成者は、機構への申請前に、別紙様式第10号の正1通及び写し1通を地方農政事務所長等へ提出し、確認を受けるものとする。

地方農政事務所長等はその内容が適当と認められる場合は、当該様式に記名押印し、正1通を申請者に通知するものとする。

(2)の認定を受け、(1)のイ又はウの用途に貸付対象米穀を供した又は供することが確実と見込まれる場合は、地方農政事務所長等の確認を受ける際、販売契約書、売渡伝票等の当該用途に供されたこと又は供することが確実であることが確認できる資料を地方農政事務所長等に対し提出するものとする。

- ( 5 ) 機構に対する助成の申請は、契約方針作成者が貸付を受けた米穀の全てについて、第 1 の 4 の ( 1 0 ) の貸付金の償還を行った後、速やかに行うものとし、当該米穀の生産年の翌々年 1 月 1 5 日までとする。
- ( 6 ) 機構は、申請内容について、助成を行うことが適当であるか審査を行い、適当であると認めた場合は、助成金を交付するものとする。
- ( 7 ) 要綱第 4 の 5 の ( 3 ) の総合食料局長が別に定める助成額は、本事業の助成の対象となる米穀の数量に、機構が別に定める助成単価を乗じて得た額とする。
- ( 8 ) 要綱第 4 の 5 の ( 4 ) の総合食料局長が別に定める機構が当該米穀を国内主食用米等の需給に影響を与ることなく処理する方法は、原則として、( 1 ) のイ又はウの用途に対して、現物弁済された米穀を供することとする。
- ( 9 ) 要綱第 4 の 5 の ( 5 ) の総合食料局長が別に定める事業の実績報告は、別紙様式第 1 1 号により行うものとする。

## 6 集荷奨励事業

- ( 1 ) 要綱第 4 の 6 の ( 1 ) の総合食料局長が別に定める国内主食用米等の需給に影響を与えることなく処理された米穀とは、5 の ( 1 ) に定めるところによるものとする。
- ( 2 ) 要綱第 4 の 6 の ( 2 ) の総合食料局長が別に定める助成金の交付申請は別紙様式第 1 2 号により、行うものとする。団体加入の場合、要綱第 4 の 6 の ( 1 ) の契約出荷団体は、契約生産者の本事業の対象となる米穀に係る申請数量をとりまとめ、申請を行うものとする。

契約出荷団体は、要綱第 2 の全国出荷団体から加入契約者台帳の写し又は当該台帳の内容に係る電磁的記録の提出を求められた場合、必要事項を記載し、全国出荷団体に対して提出するものとする。
- ( 3 ) 助成金の交付を申請しようとする契約出荷団体は、全国出荷団体への申請前に、別紙様式第 1 2 号の正 1 通及び写し 1 通を提出し、地方農政事務所長等へ提出し、確認を受けるものとする。

地方農政事務所長等はその内容が適当と認められる場合は、当該様式に記名押印し、正 1 通を申請者に通知するものとする。
- ( 4 ) 全国出荷団体に対する助成の申請は、契約出荷団体が貸付を受けた米穀の全てについて、第 1 の 4 の ( 1 0 ) の貸付金の償還を行った後、速やかに行うものとし、当該米穀の生産年の翌々年 1 月 1 5 日までとする。
- ( 5 ) 全国出荷団体は、申請内容について、助成を行うことが適当であるか審査を行い、適当であると認めた場合は、助成金を交付するものとする。
- ( 6 ) 要綱第 4 の 6 の ( 3 ) の総合食料局長が別に定める助成額は、本事業の助成の対象となる米穀の数量に、全国出荷団体が別に定める助成単価を乗じて得た額とする。
- ( 7 ) 要綱第 4 の 6 の ( 4 ) の総合食料局長が別に定める事業の実績報告は、別紙様式第 1 3 号により行うものとする。

## 第2 過剰米対策資金の管理

要綱第5の2の(2)の総合食料局長が別に定める果実の取扱いについては、本対策の実施に要する事務費及び管理費に充てることができるものとする。

## 第3 国の助成等

### 1 政府貸付金の貸付け

要綱第6の1の(1)の総合食料局長が別に定める政府貸付金の手続は次に掲げるとおりとする。

- (1) 機構は、政府貸付金の貸付を受けようとするときは、別紙様式第14号により政府貸付金の貸付申請を行うものとする。
- (2) 総合食料局長は、機構から貸付申請があった場合、当該申請に係る書類等の審査等を行い、貸し付けすべきものと認めるときは、遅滞なく、機構に対して、別紙様式第15号により政府貸付金の貸付決定を行うものとする。
- (3) 機構は、(2)の貸付決定に基づき政府貸付金の交付を受けようとする場合は、別紙様式第16号により総合食料局長に政府貸付金支払請求書を提出し、政府貸付金の交付を受ける際、別紙様式第17号により政府貸付金借用証書を総合食料局長に提出するものとする。

### 2 政府貸付金の貸付条件等

要綱第6の1の(2)の総合食料局長が別に定める手続は次に掲げるとおりとする。

- (1) 政府貸付金の償還は主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令(平成7年政令第98号)第5条により、5年以内とするが、資金の余裕が出た場合においては、繰上償還を行うものとする。
- (2) 機構は、法令その他の規定に違反して、政府貸付金を他の用途に使用してはならない。
- (3) 機構は、政府貸付金の償還を怠った場合は、当該償還すべき額を償還するほか、当該償還すべき期日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還すべき額につき年5パーセントを乗じた金額を国に納付しなければならない。
- (4) 機構は、毎年4月末日までに、総合食料局長に対して、別紙様式第18号により、資金の運用状況について、報告するものとする。
- (5) 総合食料局長が、債権の保全管理上必要があると認めて、貸付金に関する帳簿書類等の提出を要求した場合、機構は、これに応じなければならない。
- (6) 機構が、要綱第3の1の事業を廃止した場合、政府貸付金の総額を政府に対して納付するものとする。

## 第4 水田農業構造改革対策等との関係

- 1 水田農業構造改革対策実施要綱第5に定める助成措置の助成対象は、第1の2の(6)の抛出現況の報告により、生産者抛出金を抛出していることが確認された者であることに留意するものとする。

- 2 水田農業構造改革対策実施要綱別紙2の第4の7に定めるとおり、稲作所得基盤確保対策の契約数量は、豊作による過剰米数量に対する区分保管している米穀の数量の割合を算出し、その割合に応じて補正することに留意するものとする。

## 第5 その他

- 1 総合食料局長、地方農政事務所長等は、必要に応じて、機構、全国出荷団体、契約方針作成者の本事業に係る経理内容を調査し、本事業の貸付及び交付申請の基礎となった関係書類、拠出金の拠出状況等の閲覧を求めることができる。
- 2 総合食料局長、地方農政事務所長等は、必要に応じて、機構、全国出荷団体、契約方針作成者に対し、本事業に係る経理内容が明確になるように、所要の指導を行うものとする。
- 3 機構、全国出荷団体及び契約方針作成者は、必要に応じて、都道府県、市町村その他の関係機関に対して、本事業の円滑な実施に関して、米の生産調整の実施状況等の書類及び電磁的記録の閲覧及び提供等の協力を求めるものとする。
- 4 機構、全国出荷団体及び契約方針作成者は、本事業の貸付及び交付申請の基礎となった証拠書類、貸付及び交付に関する証拠書類を、それぞれ貸付又は交付が完了した年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。